

兵庫県公報

平成29年5月8日 月曜日 第2897号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4

告 示

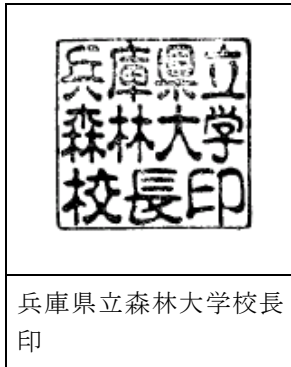
兵庫県告示第520号

次に掲げる公印を新調し、平成29年4月1日からその使用を開始した。

平成29年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

味間土地改良区

退任役員

役員区分

理事

同

同

同

氏名

平野正憲

大西正巳

松下稔

谷後志朗

住所

篠山市味間南820番地

同 市味間北970番地

同 市味間北988番地

同 市味間北1023番地2

同	大 前 勝 巳	同	市味間南891番地
同	平 野 久 昭	同	市味間南537番地 1
監 事	谷 後 徹	同	市味間北34番地
同	金 井 秀 一	同	市味間新229番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 正 巳	篠山市味間北970番地
同	松 下 稔	同 市味間北988番地
同	谷 後 平 和	同 市味間北1003番地 1
同	平 野 久 昭	同 市味間南537番地 1
同	平 野 力	同 市味間南828番地 1
同	平 野 斉	同 市味間南400番地
同	村 上 吉 信	同 市味間奥1793番地 2
監 事	岡 本 茂 樹	同 市味間北1017番地
同	金 井 秀 一	同 市味間新229番地

船城土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	庄 田 太	丹波市春日町朝日665番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	安 達 知 史	丹波市春日町朝日476番地 1

西和田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 英 三	加古郡稲美町中一色87番地の 1
同	大 西 正 彦	同 郡同 町中一色132番地の 6
同	永 田 好 一	同 郡同 町中一色183番地
同	三 又 康 邦	同 郡同 町中一色168番地の 2
同	大 西 弘 行	同 郡同 町中一色87番地の 5
監 事	永 田 碩 繼	同 郡同 町中一色172番地の 1
同	永 田 和 昭	同 郡同 町中一色185番地の 5

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 英 三	加古郡稲美町中一色87番地の 1
同	大 西 正 彦	同 郡同 町中一色132番地の 6
同	大 西 是 正	同 郡同 町中一色134番地の 2
同	三 又 康 邦	同 郡同 町中一色168番地の 2
同	大 西 弘 行	同 郡同 町中一色87番地の 5
監 事	永 田 和 昭	同 郡同 町中一色185番地の 5
同	永 田 義 郎	同 郡同 町中一色170番地の 1



兵庫県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成29年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
----------	-------

氷上南土地改良区	平成29年 4 月 7 日
神戸市印路土地改良区	平成29年 4 月13日



兵庫県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成29年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

三木北部土地改良区

氏 名	住 所
藤 田 博 富	三木市口吉川町南畑40番地
米 村 陽太郎	同 市細川町高篠33番地
山 崎 清 一	同 市口吉川町殿畑562番地
井 上 彰	同 市口吉川町東中192番地
大 西 伸 幸	同 市口吉川町桃坂220番地
澤 尾 和 訓	同 市細川町中里748番地
澤 井 整	同 市細川町増田781番地の 1
米 村 隆	同 市細川町豊地57番地
常 深 讓	同 市口吉川町久次192番地
下 芝 信 通	同 市口吉川町榎260番地の 1
土 居 進	同 市口吉川町裾原52番地
井 上 忠 男	同 市細川町瑞穂1412番地
栗 村 正 仁	同 市細川町中里1332番地
片 山 寛	同 市細川町垂穂626番地



兵庫県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 4 月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

平成29年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	二ツ家池地区	平成29年 5 月 8 日から 同 月29日まで	姫路市役所



兵庫県告示第525号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成29年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成29年兵庫県告示第14号により指定した区域（伊丹市北河原1丁目17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、25番、27番、28番、30番、52番、53番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60番、61番及び27番地先里道の各一部）の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第526号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成29年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28中播位置 0006号	29. 4. 20	揖保郡太子町鶴字長福寺885番1の一部	6.00	27.71
			6.00	6.81

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ甲陽園

所在地 西宮市新甲陽町4-5

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 生活協同組合コープこうべ

住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号

代表者の氏名 本 田 英 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

浅 田 克 己

イ 変更後

本 田 英 一

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

50台

イ 変更後

26台

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成23年 6 月 14 日
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
平成29年 3 月 31 日
- 5 届出年月日
平成29年 3 月 30 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 5 月 8 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成29年 9 月 8 日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号